

農用地利用配分計画

(市町名: 草津市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3051	田	2740	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
2	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3112	田	3013	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
3	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3113	田	3016	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
4	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3125-2	田	200	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
5	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3126	田	3004	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
6	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3140	田	3022	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
7	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3154	田	3031	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
8	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3227	田	3017	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
9	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3249-1	田	2259	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
10	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3385	田	3030	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
11	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3626-2	田	2036	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
12	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3627	田	3025	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
13	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3786	畑	698	賃借権	普通畑	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
14	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3788	畑	482	賃借権	普通畑	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
15	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3797	畑	839	賃借権	普通畑	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
16	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3816	畑	946	賃借権	普通畑	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
17	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	下笠町3823	畑	1469	賃借権	普通畑	令和4年8月27日	令和14年11月30日	13,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
18	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	志那町2793-2	田	417	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	10,160	毎年11月15日に指 定口座から徴収
19	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	志那町2794-1	田	1848	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	10,160	毎年11月15日に指 定口座から徴収
20	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	南山田町1746-2	田	1150	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	10,500	毎年11月15日に指 定口座から徴収
21	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	南山田町1747-1	田	761	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	10,500	毎年11月15日に指 定口座から徴収
22	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	南山田町2013	田	1386	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	10,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
23	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	南山田町2014	田	1186	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	10,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
24	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	南山田町2097	田	1197	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	10,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収
25	株式会社 アグリケー ション	滋賀県草津市	北山田町2351-1	田	2358	賃借権	水田	令和4年8月27日	令和14年11月30日	10,000	毎年11月15日に指 定口座から徴収

農用地利用配分計画

(市町名: 草津市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利				
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき